厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年10月22日(木)

報道関係者　各位

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室　　長　髙橋　功一
室長補佐　畠山　　剛
電話　019－604－3008

岩手県最低賃金の改正に係る岩手県知事への要請

～岩手地方最低賃金審議会の答申を踏まえた要請～

岩手労働局長川又（かわまた）　修司（しゅうじ）は、最低賃金の改正の周知とともに令和８年８月31日に岩手地方最低賃金審議会の答申における岩手県への要望事項について、岩手県知事宛ての要請文を手交して、要請を行います。

岩手県最低賃金は、令和８年12月１日から現行の時間額1,031円から59円引上げ、時間額1,090円に改正されますが、大幅な最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資の確保に必要な価格転嫁や、生産性向上のための設備投資など諸課題への対応が引き続き必要なことから、岩手地方最低賃金審議会の答申文（別添写し参照）において、岩手県等に対する各種支援策拡充等の要望が盛り込まれています。

岩手労働局では、中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援策として、「業務改善助成金」など賃上げ助成金パッケージの各種助成金の活用促進を図っており、岩手県も独自の賃上げ支援策に取組んでいただいておりますが、引き続き岩手県と連携した各種支援策に取組むことが重要と考えておりますので、最低賃金の改正の周知と併せて岩手地方最低賃金審議会の答申文に盛り込まれた要望事項を岩手県知事へ要請し、岩手県と一体となって各種支援策に取組んでまいります。

日　時：令和８年10月26日（月）16時00分～
場　所：岩手県庁３階第１応接室
対応者：岩手県　畑山副知事
　　下川定住推進・雇用労働室長
　　労働局　川又岩手労働局長
　　小川労働基準部長

㊞

令和８年８月３１日

岩手労働局長
川又　修司　　殿

岩手地方最低賃金審議会
会長　齋藤　信之

岩手県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月７日付け岩労発基０７０７第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙２のとおり平成２０年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成２０年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和６年１０月２７日発効の岩手県最低賃金（時間額９５２円）は令和６年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙１

岩手県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　　岩手県の区域

２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間１，０９０円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　　令和８年１２月１日

７　行政機関への要望
（１）政府に対して
　ア　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資の確保に繋がる生産性向上の支援については、多くの企業が各種助成金等を活用し賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知や利便性向上等に努めること。
　イ　価格転嫁対策については、取適法・振興法を着実に執行

するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等、執行体制及び現場への浸透に向けた周知徹底の強化を図ること。また、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守の徹底を図るとともに、ＢtoＣ事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、最終消費者である国民に対して転嫁に理解を求めていくこと。

ウ　「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのＫＰＩの達成状況についてフォローアップを行い、実績に応じて更なる対応策を検討すること。また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・ＡＩ導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金の業種横断的サポート体制の一層の充実及び活用促進に取り組むことにより、事業者の負担軽減を図ること。

エ　賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険制度の見直しを検討すること。また、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資確保の観点から、税・社会保険料負担等の軽減や、賃上げ促進税制の継続・拡充等について早急に検討すること。

オ　賃上げ原資確保と人手不足が顕著に厳しいエッセンシャル産業について、重点的支援を実施すること。

カ　中長期的な対策を実行するために、単年度予算による補助金等の施策のみならず、基金化等を活用した複数年度にまたがる継続的な支援策を講じること。

（２）岩手県に対して

（１）による政府要望の趣旨を踏まえ、県としても地域の実情を考慮した支援策のさらなる拡充・強化を図るとともに、各種補助金・助成金申請に要する経費の支援など、賃上げ環境を一層整備するため、事業者が活用しやすい、きめ細やかな助成制度の整備を図ること。

別紙２

岩手県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　岩手県最低賃金

（２）最低賃金額　　時間額９５２円

（３）発　効　日　　令和６年１０月２７日

２　生活保護水準

（１）比較対象者

１８～１９歳・単身世帯者

（２）対象年度

令和６年度

（３）生活保護水準（令和６年度）

生活扶助基準（第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費）の岩手県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（９６，３７２円）。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（註）と上記２の（３）に掲げる金額を比較すると岩手県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

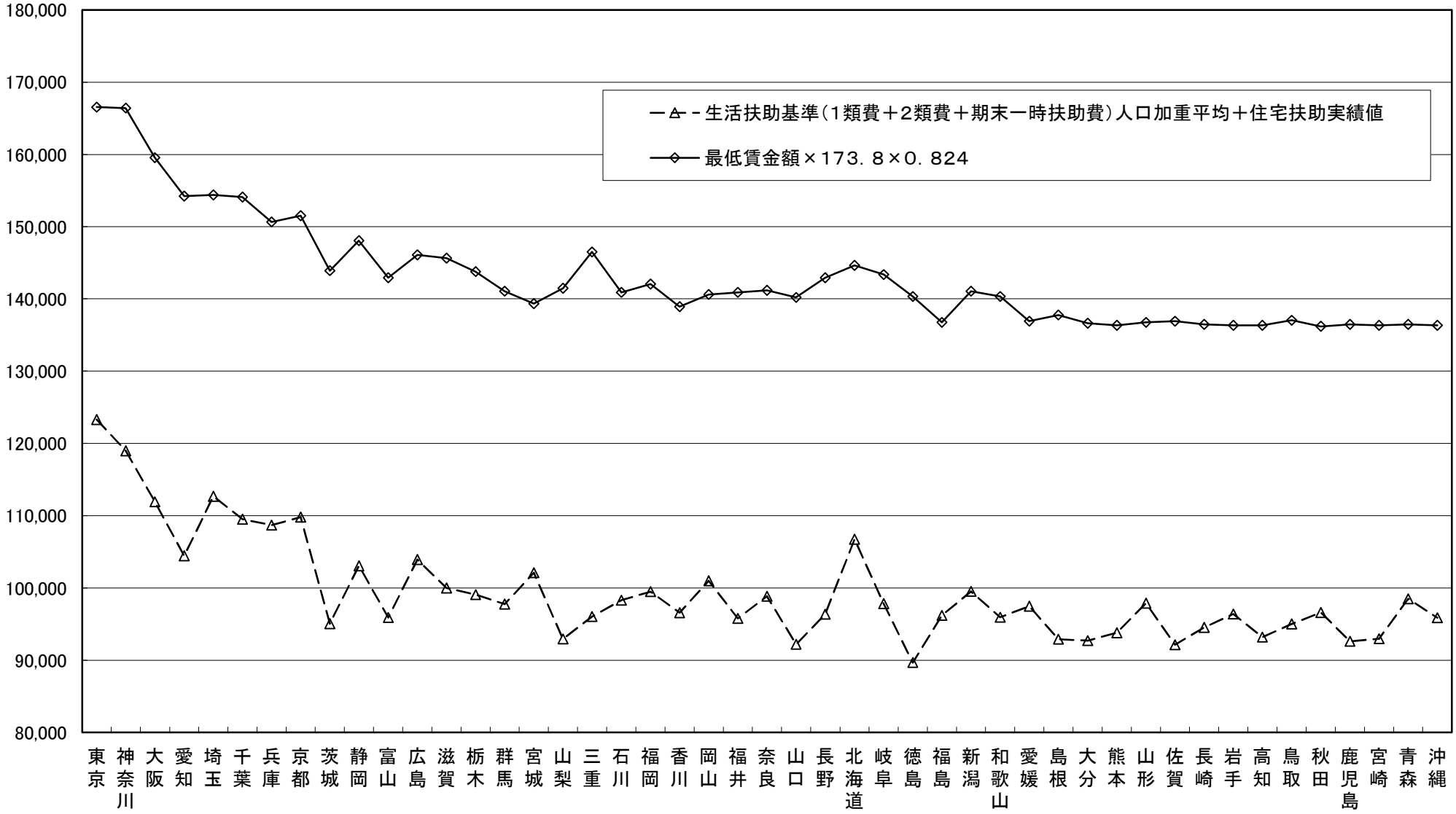
（註）１箇月換算額

９５２円（岩手県最低賃金）×１７３.８（１箇月平均法定労働時間数）×０.８２４（可処分所得の総所得に対する比率※）＝１３６，３３７円

※　令和８年７月１０日開催の中央最低賃金審議会第２回目安に関する小委員会資料３に示された比率。

単位：円

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金



注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。

注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2024年度のものである。

注4）0.824は時間額951円で月173.8時間働いた場合の2024年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

なお、当該比率の算出にあたっては、2024年分所得税及び住民税について定額減税（所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円）が行われたことを考慮している。

確認OK?

最低賃金



働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

岩手県 最低賃金

令和8年
12月1日から
時間額

1,090円

前年比 59UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿＿＿円

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
4 支給

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ
岩手労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース (※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

（※1） 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合
（※2） 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

（※3） 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理制度**（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を 軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% （50%）

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

（※） 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は225万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- 雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/package_00007.html

（R8．4）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

㊥

岩労発基 1026 第１号
令和８年 10 月 26 日

岩手県知事　殿

岩手労働局長

岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会
の要望について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県最低賃金の改正決定につきまして、岩手地方最低賃金審議会に調査審議を諮問したところ、令和８年８月 31 日付けで岩手地方最低賃金審議会会長から答申がなされ、その後に行った異議申出に関する審議を踏まえ、令和８年 12 月１日から時間額 1,090 円に改正される旨決定し、令和８年９月 30 日付け官報へ公示しました。

岩手地方最低賃金審議会における岩手県最低賃金の改正決定に関する調査審議は、例年中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に、最低賃金法第９条第２項に定める３要素（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）を基本に行われ、岩手地方最低賃金審議会からは、令和８年８月31日付けで現行の時間額1,031円から59円(引上げ率5.72%)引上げ、時間額1,090円とする旨の答申がなされたところです。

当該答申において、中小企業・小規模事業者は、賃上げ原資の確保に必要な価格転嫁や生産性向上のための設備投資など、継続的に賃上げできる環境整備が必要なことから、本年度も政府及び岩手県に対する各種支援策拡充等の要望が盛り込まれたところです。

当局としては、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資確保につなげる取組を継続的に実施できるよう、引き続き岩手県と一体となって取組むことが重要と考えますので、岩手県におかれましても、岩手地方最低賃金審議会の要望を勘案いただき、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。